

令和 2 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

日野市土地開発公社

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 1 2 7 号
令和3年(2021年)3月11日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 古 賀 壮 志

令和2年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和2年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による
監査

第2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
日野市土地開発公社	総務部財産管理課

第3 監査の範囲

平成31年(2019年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日
までの財政援助等に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和2年11月9日～ 令和3年2月4日

第5 説明聴取日

令和3年1月13日

第6 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

(1) 財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

日野市土地開発公社

1 団体の概要

(1) 目的

公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和49年4月1日

(3) 所在地

日野市神明一丁目12番地の1、日野市役所内

(4) 事業内容

- ① 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項各号に掲げる業務
- ② 国、地方公共団体その他公共団体からの委託に基づき、土地の取得の斡旋、調査、測量その他これらに類する業務

(5) 組織（令和2年12月1日現在）

理事	8名（うち理事長1名、常務理事1名）
監事	2名
職員	5名（うち事務局長1名、係長1名）

2 市との関係

市は、日野市土地開発公社に対し、出資金として500万円を出資している。

市は、市が必要とする公有地となるべき土地等の取得、管理及び処分に関する業務の委託契約を日野市土地開発公社と締結している。

具体的内容は以下のとおりである。

- (1) 土地の取得に関すること
- (2) 土地の取得に伴う支障物件移転補償及びその他の補償に関すること
- (3) 土地の登記手続きに関すること
- (4) 諸税にかかる証明書、調書の作成及び手続きに関すること

(5) 当該土地の鑑定及び調査に関すること

市が公社所有の土地を買い取る場合、委託契約によりその価格は総買収費（用地費及び補償金等諸経費の合計）と買収委託料（総買収費の2%）を合わせた額としている。

市は、「日野市土地開発公社」が借入する事業資金について、公有地の拡大の推進に関する法律第25条及び日野市一般会計予算第2条の規定に基づき、借入金融機関に対し債務保証をしている。

市は、「日野市土地開発公社に対する補助金交付要綱」に基づき、「公社の事業資金借入金に係る利子」及び「公社が処分した土地の取得価格、物件補償費及び当該土地の取得に要した不動産鑑定評価費等の経費の合計額と当該土地を処分した価格との差金」を補助金として交付している。

なお、利子補助金については、公社の事業資金借入金に係る利子全額を交付しているが、差損補填補助金については、平成25年度より公社の累積欠損金のうち市の予算の範囲内の50,000,000円を交付している。

令和元年度 交付金額

利子補助金	25,122,707円
差損補填補助金	50,000,000円
合計	75,122,707円

意見・要望

土地開発公社

1 土地開発公社の状況及び経営健全化について

日野市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、日野市に代わって公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として昭和49年4月1日に設立された。地方公共団体が公共用地の取得をするのに困難な状況が続く中、土地区画整理事業用地、緑地用地等の公共用地を先行取得する時に、市の予算措置が困難である場合や国庫補助金等の活用を図る場合に、土地開発公社のメリットを生かし、市の公共事業を遂行する上で重要な役割を果たしてきている。

土地開発公社が先行取得した土地については、市が買い戻すことが原則であるが、長引く景気低迷による地方公共団体の財政悪化や土地区画整理事業が進まないことなどにより、買い戻せない状況が続いている。過去において一部の土地については、購入当時は市が買い取る予定だった土地を民間に売却したことにより差損が生じた。その補填策として市と土地開発公社との協議により、市から差損補填補助金を平成25年度より交付されている。また、市から金融機関への支払利息に対する利子補助金の交付もあり、市の土地開発公社への補助金の支出は、市財政への大きな負担となっている。

第5次経営健全化計画は、平成30年度から令和4年度までの5ヶ年の計画で平成30年3月に策定された。策定前の平成29年度末の簿価総額は7,813,691,972円であったものが、令和元年度末で6,100,981,921円となり、減少している。令和元年度末目標値5,744,000,000円には達成していないものの努力は評価したい。

市の財政運営は、令和元年度末に財政非常事態宣言が行われ、非常に厳しい状況となっている。

土地開発公社においても、さらなる経営健全化に取り組んでいただきたい。

2 保有土地の活用について

土地開発公社は、令和元年度末で32,998.80㎡の土地を保有している。そのうち資材置場用地等として4件 延べ1,823.89㎡を貸し付け、計6,591,875円の収益を上げている。

今後も保有土地の活用を図り、経営健全化に努めるよう要望する。

3 事業資金借入先金融機関の入札制度導入について

事業資金借入先金融機関について、入札制度を導入して金利負担の軽減に努めていることが見られ、令和2年度からの入札割合の拡充もうかがえた。

今後も借入条件の改善に努めるよう要望する。

4 その他

随意契約の理由が明確でないものや、公印規程に定める公印台帳の未作成など、一部不備が見受けられた。

予算の執行に係る書類については、適正な経理を行っていることを証するものであり、また、規定に基づく適正な処理など、十分な確認を行い事務処理にあたるよう留意されたい。

財産管理課

土地開発公社とのかかわり方について

現在、市側と土地開発公社側の事務処理を同一の担当者が行う体制となっている。そのため、それぞれの相手側をけん制するチェックが働きにくい仕組みになっている。土地開発公社と市の書類のやり取りなどで不備も見受けられた。

今後、民間への土地売却を行う際などにリスクを生じさせないためにも、早期にチェック体制を整備することを要望する。